

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 7 年 7 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 27 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

財務監査及び行政監査の結果

令和7年8月27日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
（同条第4項の規定による定期監査として実施）
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和6年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、23 機関			
教育委員会	98 機関のうち、13 機関			
公安委員会	59 機関のうち、3 機関			
その他（上記以外）	13 機関のうち、2 機関	計	382 機関のうち、41 機関	（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり7機関において2件の指摘事項及び8件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	知事直轄	広報課	7月28日	実地	—	—	—	7月1日（実地）
2	総務部	人事課	7月25日	書面	—	—	—	6月30日（書面）
3		法務・情報公開課	7月28日	実地	—	1	—	6月30日（実地）
4		総務事務センター	7月25日	書面	—	—	—	6月30日（書面）
5		外国人活躍・共生社会推進課	7月25日	書面	—	—	—	6月30日（書面）
6	総合企画部	デジタル戦略推進課	7月25日	書面	—	2	—	6月30日（書面）
7	環境エネルギー生活部	人権施策推進課	7月25日	書面	—	—	—	6月30日（書面）
8	健康福祉部	統計課	7月25日	書面	—	—	—	6月30日（書面）
9		保健環境研究所	7月14日	実地	—	—	—	5月28日（実地）
10		動物愛護センター	7月18日	実地	—	—	—	6月2日（実地）

11	商工労働部	航空宇宙産業課	7月29日	実地	—	—	—	7月1日(実地)
12		岐阜地域産業労働室	7月25日	書面	—	—	—	6月30日(書面)
13		食品科学研究所	7月8日	実地	—	—	—	5月29日(実地)
14	観光文化スポーツ部	旅券センター	7月15日	実地	—	—	—	5月26日(実地)
15		博物館	7月8日	実地	—	—	—	5月28日(実地)
16	農政部	検査監督課	7月25日	書面	—	—	—	6月30日(書面)
17		中濃家畜保健衛生所	7月18日	実地	—	—	—	5月29日(実地)
18	林政部	森林研究所	7月18日	実地	—	1	—	6月3日(実地)
19	県土整備部	用地課	7月29日	実地	—	—	—	6月30日(実地)
20		多治見土木事務所	7月16日	実地	—	—	—	6月12~13日(実地)
21	都市建築部	水資源課	7月28日	実地	—	1	—	6月30日(実地)
22		リニア推進課	7月25日	書面	—	—	—	6月30日(書面)
23		東濃建築事務所	7月16日	実地	—	—	—	6月12日(実地)
24	教育委員会	高校教育課	7月29日	実地	—	—	—	7月2日(実地)
25		特別支援教育課	7月25日	書面	—	—	—	6月30日(書面)
26		教育研修課	7月25日	書面	—	—	—	6月30日(書面)
27		岐阜高等学校	7月23日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
28		長良高等学校	7月23日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
29		岐山高等学校	7月23日	実地	1	—	—	6月5日(実地)
30		池田高等学校	7月24日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
31		大垣西高等学校	7月15日	実地	1	—	—	5月27日(実地)
32		多治見北高等学校	7月11日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
33		多治見工業高等学校	7月16日	実地	—	3	—	6月4日(実地)
34		土岐紅陵高等学校	7月11日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
35		揖斐特別支援学校	7月24日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
36		西濃高等特別支援学校	7月15日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
37	公安委員会	各務原警察署	7月14日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
38		揖斐警察署	7月24日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
39		関警察署	7月8日	実地	—	—	—	5月26日(書面)
40	その他	監査委員事務局	7月25日	書面	—	—	—	6月30日(書面)
41		労働委員会事務局	7月25日	書面	—	—	—	6月30日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 7機関				2件	8件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
法務・情報公開課	指導事項	岐阜県庁舎における文書の受領及び発送業務の委託に係る支出事務において、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、履行期間初日を支出負担行為整理日としていたので、今後は適正に処理されたい。

デジタル戦略推進課	指導事項	令和5年度ぎふ地域DX推進補助金（市町村分）の一部返還に係る収入事務において、納入通知書の納期限を、納入通知書発付日である令和6年11月27日から20日以内とすべきところ、令和6年12月20日としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、購入した聴覚障がい者向け字幕表示システムの取得価格を391,600円として物品登録をすべきところ、設置料31,350円及び年間ライセンス料132,000円を含めた554,950円で物品登録をしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
森林研究所	指導事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
水資源課	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
岐山高等学校	指摘事項	県が借主となる岐山高等学校職員駐車場に係る8件の賃貸借の契約事務において、総価契約とすべきところ単価契約としていたので、今後は適正に処理されたい。
大垣西高等学校	指摘事項	岐阜県立大垣西高等学校育友会からの借入物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 平成26年度に借入れにより取得した物品（レッグプレス）について、同育友会の了解を得ないまま廃棄していた。 2 令和6年度の現物実査において、上記1の借入物品の所在が確認できず、物品一覧表との不突合が生じていたにもかかわらず、不突合がないものとして所属長へ報告していた。 3 令和5年度に借入れにより新たに取得したとされる物品（レッグプレス）について、借入れする物品の内容を明らかにした書類が作成されておらず、物品登録調書による出納通知を行わないまま当該物品を供用していた。
多治見工業高等学校	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入科目を（款）財産収入とすべきところ、（款）諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	自動販売機設置に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。